

閣甲第三九号

案 起

昭和三十一年五月三十一日

定 決

昭和三十一年五月三十一日

行 施

昭和三十一年五月三十一日

内閣総理大臣

五

内閣官房長官

五

内閣総理大臣官房総務課長

府事務官

五



國務大臣石井 光次郎の閣内席次は、特に國務大臣の
首席とするべきといふ。たい。
追つて左案により宮内庁にその旨通知するべきといふ。
たい。

案

昭和三十一年五月三十一日

内閣総理大臣官房総務課長

宮内庁式部職儀式課長あて

国務大臣石井光次郎の閣内席次は、国務大臣の首席と定められましたから、宮中席次暫定規程第三条第二号の規定に基き、通知いたします。

追て他の各国務大臣の閣内席次については、現在のごとき特^に定められておりませんから、念のため申し添えます。

裏面白紙

理由

国務大臣石井光次郎は内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行ふ(国務大臣に指定されたる)ので、その席次も従前の例により国務大臣の首席とし、宮中上席次暫定規程第三章第二号により、その日宮内庁に通知する必要がある。

総
理
府

日本標準規格 B 5 (十行用紙)

宮中席次暫定規程

第一条 当分の間、宮中における席次（以下席次という。）は別表の順位とする。

2 席次は必要により宮中以外の儀式で、天皇の臨席せられる場合にも、これを準用する。

3 経歴その他特別の事由がある者の席次は、別表の順位にかかわらず、これを定めることができる。

第二条 別表の二から九までに掲げる者が退職したときは、内閣総理大臣の定める基準により特別の席次を定めることができる。

第三条 同順位者の間の席次は、第四条及び第五条に規定するものを除き、左の各号による。

一 別表の三五六七九十三及び十四に掲げる者については、二号から四号までの適用を受ける場合を除き、その職についた

総理府

日の前後、その職についた日が同じときは、生年月日

二 国務大臣については、内閣の定めた順位があるときはその順位

三 別表の六七及び九に掲げる者で同一の庁に属し、かつ同時に任命せられた者については、その庁の定めた順位があるときは、その順位。

但し他の庁に属する者が同日に任命せられたときはこの限りでない。

四 都道府県知事については、全国都道府県知事の連合組織の定めた順位があるときは、その順位

第四条 別表十五に掲げる公務員の間の席次は、左の各号による。

一 一般俸給表により俸給を受ける国家公務員については、職務の級の上下、職務の級が同じときは、俸給の額の最高、俸

給の額が同じときは、その俸給を得た日の前後、その俸給を得た日が同じときは、前に受けていた俸給の額、前に受けていた俸給の額が同じときは、生年月日

二 特別俸給表により俸給を受ける国家公務員については、法令の定めるところにより一般俸給表の調整した職務の級及び俸給の額に基いて前号を準用する。

三 特別職の職員にある者及び地方公務員については、経歴俸給等に基づいて別に定める。

第五条 同一の庁に属する者のみの場合における席次は、その庁の定めた順位があるときは、その順位による。

第六条 位勲による席次は、叙位又は叙勲の日の前後、その叙位又は叙勲の日が同じときは、前に受けていた位又は勲の順位前に受けていた位又は勲のないときは、生年月日による。

総 理 府

第七条 同一の者が二以上の席次をもつときは、その高い席次による。

但し特定の席次により順位を定める必要があるときは、この限りでない。

第八条 転職により引続き同順位の職についた者の席次は、前にもつていた席次による。

二 前項の規定は、議員の再選について、これを準用する。

第九条 妻の席次は夫の次とする。

別表

一、大勲位

一、菊花章頸飾

二、菊花大綬章

三、内閣総理大臣

三、衆議院議長、参議院議長

四、最高裁判所長官

五、國務大臣

六、衆議院副議長、参議院副議長、最高裁判所判事、会計検査院長、宮内庁長官

七、特命全權大使、検事総長

八、侍従長

九、認証官、国家公安委員

十、勲一等旭日桐花大綬章

十一、従一位

十二、勲一等

一、旭日大綬章

二、宝冠章

三、瑞宝章

十三、衆議院議員、参議院議員

十四、都道府県知事

十五、公務員

正二位以下有位者

勲二等以下有勲者

備考

正二位以下勲三等までは十二級職の次

総理府

正四位以下勳八等までは九級職の次
位勲の順位は正二位従二位勲二等（一、旭日重光章ニ宝冠章ニ
瑞宝章）として三位以下之に準ずる。

總理府